

茨木市学校給食費口座振替制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市学校給食費（以下「給食費」という。）の口座振替制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(取扱金融機関)

第2 取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「金融機関」という。）とする。

(指定預金口座)

第3 口座振替をすることができる預金は、普通預金又は当座預金のうち給食費を納付しなければならない者（以下「納付義務者」という。）が指定した1口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

(対象者)

第4 口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機関の承認を得たものとする。

(申込手続等)

第5 口座振替を希望する納付義務者は、茨木市学校給食費口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書（様式第1号A・B・C。以下それぞれ「依頼書（A）・（B）・（C）」という。）を茨木市教育委員会教育総務部保健給食課（以下「保健給食課」という。）へ提出しなければならない。

2 保健給食課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付をして依頼書（A）・（B）を金融機関へ送付し、依頼書（C）を納付義務者に交付する。

3 金融機関は、保健給食課から依頼書（A）・（B）の送付を受けたときは、当該納付義務者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付をして、依頼書（A）は金融機関で保存し、依頼書（B）には承認印を押印の上、保健給食課へ送付する。

(口座振替請求データの送付等)

第6 保健給食課は、口座振替に必要な情報の送受信を市が委託する事業者（以下「伝送処理委託業者」という。）を介して金融機関との協議によって定める日までにコンピューターの通信回線を使用した伝送（以下「伝送」という。）により行うものとし、口座振替を行う日（以下「振替日」という。）の6営業日前までに伝送処理委託業者へ伝送を行うとともに、茨木市学校給食費口座振替請求データ送付連絡票（様式第2号）を伝送処理委託業者に送付する。

2 伝送処理委託業者は、前項の規定により市が伝送した口座振替請求データを受信

したときは、金融機関別の口座振替請求データを作成し、金融機関へ口座振替連絡票とともに、振替日の4営業日前までに送信するものとする。

3 システム障害等により伝送が行えない場合は、保健給食課、伝送処理委託業者及び金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

(振替日)

第7 振替日は、毎月27日(9月27日を除く。)とする。ただし、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

(振替納付手続)

第8 金融機関は、振替日に指定預金口座から伝送により受けた金額を引き出し、茨木市に納付する。

2 金融機関は、振替納付の手続完了後、茨木市学校給食費口座振替済報告書(様式第3号)を取りまとめ店、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市会計管理者に送付するものとする。

(口座振替結果データの伝送等)

第9 金融機関は、振替納付手続の完了後、口座振替結果データを作成し、振替日の2営業日以内に伝送処理委託業者へ伝送する。

2 伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替日後3営業日以内に送付するものとする。

3 システム障害等により伝送が行えない場合は、第6第3項の規定を準用する。

(振替不能の取扱い)

第10 金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替不能の理由を記録するものとする。

2 保健給食課は、前項の振替不能分について、納付義務者に茨木市学校給食費再振替通知書(様式第4号)を送付し、振替不能となった月の翌月15日(10月15日を除く。)に再振替を行うものとする。ただし、再振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

3 前項の規定による再振替の実施は、1回限りとする。

(解約手続)

第11 金融機関は、納付義務者から解約の申出があったときは、すみやかに保健給食課に通知(様式随意)する。

2 保健給食課は、納付義務者から口座振替取消しの申出があったときは、当該納付義務者の口座振替の廃止の処理を行う。

(取扱手数料の請求)

第12 口座振替の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担するもの

とし、金融機関から送付される茨木市学校給食費口座振替済報告書兼手数料請求書（様式第5号）に基づき支払うものとする。

（秘密保護の義務）

第13 保健給食課は、口座振替による学校給食費の収納事務に係る情報を伝送処理委託業者及び金融機関に引き渡す場合は、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例第36号）に基づき、当該口座振替の事務を執行するために必要であり、かつ最小限のものに限定するものとする。

2 伝送処理委託業者及び金融機関は、口座振替の事務に関し、知り得た個人情報の秘密保持、目的外利用及び外部提供の禁止、事故発生時における報告義務を厳守するものとする。

（株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替）

第14 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要綱の規定中「金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」及び「当座預金」とあるのは「通常貯金」とする。

（その他）

第15 この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱により改正前の茨木市学校給食費口座振替実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年12月7日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱により改正前の茨木市学校給食費口座振替実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整

をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱により改正前の茨木市学校給食費口座振替実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書
自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

太線枠内に必要事項を記入のうえ押印してください。

				申込日		年		月		日			
児童生徒名等 (学校、学級)	茨木市立			小学校	フリガナ								
				中学校	氏名								
新1年生		教職員		年	組	番	生年月日	年	月	日			
納付義務者 (保護者等)	フリガナ					住所	(〒 -)						
	氏名						電話	() -					
指定預(貯) 金口座 ※金融機関 又は ゆうちょ銀行 いずれかの 欄に記入	ゆうちょの 金融機関 以外	銀行・信金・信組・労働金庫・農協						本店・支店・支所・出張所					
		金融機関コード						支店コード					
		預金種目	普通	当座	口座番号 (右づめ)								
	ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は※欄に記入して下さい)			番号 右から詰めてご記入ください。8桁に満たないときには頭に「0」をご記入ください。			金融機関届出印					
口座名義人	フリガナ				住所	(〒 -) (電話 - -)							
	氏名					2枚目も押印							
種目コード	契約種別コード	払込先加入者名		払込先口座番号		振替(払込)日			振替(払込)開始年月				
166	30	茨木市会計管理者		00980-1-960936		毎月27日(土日祝日の場合は翌営業日) 再振替(払込)毎月15日			年 月から				

私名義の預金(貯金)口座から、茨木市学校給食費を口座振替・自動払込により納付したいので、下記事項(ゆうちょ銀行を除く)を確約のうえ、申し込みます。

なお、私以外の納付義務者の納付金を振替納付するときは、その納付義務者の同意を得ています。

- 振替日は茨木市教育委員会が指定する日とします。
- 私が茨木市に収めるべき学校給食費にかかる請求書が茨木市から貴店に送付されたときは、貴店において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、請求書に記載の金額を振替納付してください。
- 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通預金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- 指定口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の請求書を返戻させても異議ありません。
- この口座の振替契約は、貴店及び茨木市教育委員会が必要と認めたととき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引き落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議ありません。
- この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- この取り扱いについて、万一紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

【注意】この依頼書(申込書)の本人控えは大切に保管してください。

取扱金融機関 使用欄

検印	印鑑照合	受付

受付店日附印

(ゆうちょ銀行は除く。)

【送付先(不備返却先)】
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市教育委員会 保健給食課

(取扱金融機関保管)

茨木市学校給食費 口座振替納付依頼書
自動払込利用申込書

		申込日		年 月 日			
児童生徒名等 (学校、学級)	茨木市立		小学校 フリガナ				
			中学校 氏名				
○新1年生 ○教職員		年 組 番	生年月日	年 月 日			
納付義務者 (保護者等)	フリガナ			住所	(〒 -)		
	氏名				電話	() -	
指定預(貯) 金 口座 ※ 金融機関 又は ゆうちょ銀行 いずれかの 欄に記入	ゆう ち よ 銀 行 以 外	銀行・信金・信組・労働金庫・農協				本店・支店・支所・出張所	
		金融機関コード			支店コード		
		預金種目	普通 ①	当座 ②	口座番号 (右づめ)		
		ゆうちょ 銀行	記号 (6桁目がある場合は※欄に記入して下さい)	番号 右から詰めてご記入ください。8桁に満たないときには頭に「0」をご記入ください。			
口座名義人	フリガナ			住所	(〒 -) (電話 - -)		
	氏名						
種目コード	契約種別コード	払込先加入者名	払込先口座番号	振替(払込)日	振替(払込)開始年月		
166	30	茨木市会計管理者	00980-1-960936	毎月27日(土日祝日の場合は翌営業日) 再振替(払込)毎月15日	年 月から		

私名義の預金(貯金)口座から、茨木市学校給食費を口座振替・自動払込により納付したいので、下記事項(ゆうちょ銀行を除く)を確約のうえ、申し込みます。

なお、私以外の納付義務者の納付金を振替納付するときは、その納付義務者の同意を得ています。

- 振替日は茨木市教育委員会が指定する日とします。
- 私が茨木市に収めるべき学校給食費にかかる請求書が茨木市から貴店に送付されたときは、貴店において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、請求書に記載の金額を振替納付してください。
- 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通預金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴店所定の方法で処理してください。
- 指定口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の請求書を返戻させても異議ありません。
- この口座の振替契約は、貴店及び茨木市教育委員会が必要と認めたとき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引き落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議ありません。
- この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- この取り扱いについて、万一紛議が生じても貴店に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

【注意】この依頼書(申込書)の本人控えは大切に保管してください。

(市受付日) 年 月 日

市・取扱金融機関 使用欄

日附印

(ご本人保管)

茨木市学校給食費 口座振替
自動払込 データ送付連絡票

年 月 日

様

茨木市 教育総務部 保健給食課

茨木市学校給食費 口座振替
自動払込 データを下記のとおり送付します。

	振替日	年 月 日
	茨木市学校給食費	
振替（払込）請求 内 訳		件
		円

茨木市学校給食費 口座振替 自動払込 済報告書

年 月 日

(報告先)

茨木市会計管理者

取りまとめ店(局)

所在地

(金融機関)

店(局)名

支店(局)長名

店
(局)
印支店長
印

茨木市学校給食費 口座振替 自動払込 納付の振替日における納付状況を下記のとおり報告します。

	振替日	年 月 日
データの受渡方法	茨木市学校給食費	
	1 データ伝送 2 その他()	
振替(払込)依頼 (A)	件	
	円	
振替(払込)不能 (B)	件	
	円	
振替(払込)済 (A)-(B)	件	
	円	
振替(払込)手数料	件	
	円	

(手数料は消費税を含む。)

(市→取りまとめ店→指定金融機関→市会計室)

(市→ゆうちょ銀行→市会計室)

会計室保管

年 月 日

茨木市学校給食費再振替通知書

様

下記の通り未納分を再振替しますので通知します。

記

年 月分 振 替 額 円

引き落とし口座

引き落とし日 年 月 日

茨木市学校給食費 口座振替 自動払込 済報告書兼手数料請求書

年 月 日

(提出先)

茨 木 市 長

取りまとめ店(局)

所在地

(金融機関)

店(局)名

支店(局)長名

店
(局)
印

支店長
印

茨木市学校給食費 口座振替 自動払込 納付の振替日における納付状況を下記のとおり報告します。

なお、兼ねて口座振替取扱手数料等を請求いたします。

	振替日	年 月 日
データの受渡方法	茨木市学校給食費	
	1 データ伝送 2 その他()	
振替(払込)依頼 (A)	件	
	円	
振替(払込)不能 (B)	件	
	円	
振替(払込)済 (A)-(B)	件	
	円	
振替(払込)手数料	件	
	円	

(手数料は消費税を含む。)

(市→取りまとめ店(局)→市保健給食課)

保健給食課保管